

市民と歩む議員の会

議会報告

いそがわ ゆか Ver.17-2

※お詫び：前回のVer. 17はVer. 16の記載間違いでしたので2とします。



9月・10月は9月定例会と決算審議（なお、8月には企業会計審査）と続きました。皆様、いつもお読みいただきありがとうございます。

吹田市議会内会派『市民と歩む議員の会』は、引き続き、“五十川有香、池淵佐知子、馬場慶次郎”の3人で、

「市民本位の市政実現」に向け、鋭意努力し、まい進します。

9月定例会及び決算常任委員会（平成30年度一般会計等の決算審査）等の議会報告です。（詳しくは議事録・SNS等にてご覧ください）ご意見等のご連絡、お待ちしております。

[9月定例会 いそがわ ゆか 個人質問および決算委員会等にて]

今回の一般質問（個人）では、いじめ重大事態案件と不登校児への健康診断の受診機会の確保、特別教室の空調設備の早期設置、また、市営住宅の管理実態、非正規の職務内容、個人情報漏洩事案の組織としての対策、市の補助金事業の決定方法の違い等について取り上げました。

次に、平成30年度執行分決算審査のうち、企業会計では、事業者工事の不正発覚から吹田市の監視体制

の整備、一般会計では、災害時の契約方法や災害時のごみ処理、彩団地制度の予算提案の甘さ等の指摘をしました。（決算常任委員会は反対！）

また、9月定例会では、JR吹田駅の自転車搬送コンベア設置、会計年度任用職員制度、交通災害等共済制度の廃止、市民病院の送迎用バスの補助、訴訟の和解、育成室民間委託などもありました。以下、質疑内容（抜粋）です。詳しくは市議会HP等でご確認ください。

[令和元年度決算審査より災害時に受け入れたごみ等の処理について]

昨年度の災害時（豪雨と台風）、箕面市のごみを無償で受け入れたことについて、法的根拠なく明確な規定もない中の無料受け入れはおかしい。として、決算分科会で五十川が取り上げ、総括質問としていけぶち議員より追及していただきました。

【歩む会】昨年度の災害時に箕面市からごみを受け入れた根拠について、担当部は法的根拠はないが、北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書第1条に基づいたと分科会でお答えになっています。憲法では、地方自治体の法律による行政が求められていますが、法的根拠のない協定により、箕面市のごみを無料で受け入れたということでよいか。

【総務部】当該協定書に基づいたものであり、法的に問題はないと考えている。

【歩む会】処理経費の費用相当額は約734万円

とのことでした。この費用負担を吹田市民みずから、箕面市のほうに申し出てゼロにしたということについて、その理由は、「災害時はお互い様だ」ということということでした。市のいう災害協定書に基づいたとしても、協定書第5条には、「支援に要する経費は原則として支援を要請した協定市町等が負担するものとする」と書かれている。なぜ、これを無償と解釈されたのか。

【総務部】例外を許容する規定になっているため、担当部が判断された。

本市も被災しましたが、災害時の収集ごみ等は吹田市民や事業者の方は免除等の対応はありませんでした。直接規定のない中、市長判断で吹田市民の税金で箕面市民や事業者のごみを処理したことになります。どう思われますか？

発行元 市民と歩む議員の会 連絡先

吹田市役所会派控室：〒564-0880 吹田市泉町1-3-40 TEL 6384-1390 FAX 6337-6858

いそがわ ゆか 事務所：〒564-0831 吹田市五月が丘東9-12-102

TEL：4864-2874 FAX：6878-1452 Eメール：510yuka.suita@gmail.com URL：<https://isoyuka.net>

個人質問より[市営住宅の管理体制について市はどの程度把握しているのか？]

【五十川】市営住宅の管理人の業務内容から、管理人は個人情報を取り扱うこととなるが、個人情報取り扱いに関する法的根拠または契約内容についてお答えください。また、入居者に対して、個人情報を伝える旨の周知は、何に基づいているのかお答えください。

【都市計画部】管理人は市から委嘱を受けているため、吹田市個人情報保護条例第3条第2項の規定に基づき、個人情報の守秘義務が管理人にも課せられるものである。

また、管理人へ入居者の情報を伝えることについては、2017年12月募集時から、入居申し込みのしおりの中で記載している。

←それまでは周知もしていない。違法では？

【五十川】市営住宅の共益費徴収についての定義の根拠規程は何でしょうか。また、各住宅の徴収状況について、市はどの程度把握をされているのか。

【都市計画部】共益費は住民の共同の利便が向上するものに対し、社会通念上公平に負担するものであり、特段の根拠規定はない。なお、徴収状況や毎年の収支報告は求めておりません。また、市が直接共益費を徴収している場合につきましては、管理組合の解散により変更したものの。

←社会通念上で根拠はいらない？！

もちろん、他市では、徴収についてきっちりと条例等にて決められています。

【五十川】条例規程にないとのことでした。コンプライアンスの観点から早急に適正な対応を求める。



[損害賠償請求による市の具体的な答弁をしないのはなぜ？どう関係あるのか？]

【五十川】損害賠償請求を求められている市長に確認いたします。具体的な答弁を控えられている内容についてですが、今回の訴訟に発展する可能性と具体的にどのような関係があるのか。

【教育監】主張すべきところ等もあるが、第三者調査委員会に調査を委ねることを決定している、あるいは訴訟に発展することが見込まれる中、私どもの事案に対する詳細な見解を公表することは控えている。

【副市長】市長から教育委員会に指揮命令権はないため、今後も教育委員会が対応する。

【市長】ただいまご答弁させていただきますとおりです。

※損害賠償請求されているが、指揮命令権はないから指示しない。教育委員会が適切に対応してくれるはず。となども他力本願な市の答弁でした。そして、事案との関係性についての明確な説明はありませんでした。

[個人情報漏えいの対応について]

これまでも指摘していますが、ここ数年で多くの部署にて条例に違反し、個人情報漏えいが発生しているが、対応はその部署が決めるというバラバラに対応をしていたので、以下、改善を求めました。

【五十川】各部署によって対応はバラバラ。他市では既に実施している統一した個人情報管理マニュアルや漏えい時等の対応マニュアル等の早期作成を求めますが、副市長の見解を求めます。

【市民部】従来より個人情報保護条例に基づき、各室課に個人情報保護責任者を設置し、適切な情報管理に努めてきた。

【副市長】個人情報保護条例の趣旨に基づき、各部署の事務やマニュアルを再点検するとともに、必要な研修を行い、組織的なリスクマネジメント力向上を図って再発防止に努めていきたい。←各部署に任せるのではなく全庁対応を！

[令和元年度決算常任委員会及び予算等常任委員会より（その他）]

～決算常任委員会にて～

【五十川】災害発生後の工事等の随意契約による契約について、国のガイドラインの事例を参考にすると、随意契約に該当する期間内の緊急対応となっていないものがある。その要因と理由は？

【資源エネセン】部品が確保できない等の理由で業者を探すのに手間取り、時間がかかったため。

【住宅政策室】部材の確保が難しい状況であったため。

【五十川】自転車空間整備計画の進捗で、平成30年度整備率は

4.6%にとどまっている。当計画の目標は、令和4年までに20kmとしている。当初の予定から乖離しているが、その原因はどのように分析しているのか。

【道路室】一番の大きな問題は予算の確保である。また大阪府の府警本部との協議にも日数を要している点も要因の一つと考えている。今後、整備距離の見直しも含めて検討する。

[他、万博周辺の交通管理、防災公園・レンタサイクルの充実等について質疑しました。]

～建設環境常任委員会にて～

【五十川】JR吹田駅地下の自転車搬送コンベアの供用開始時期について、現在は令和2年8月供用開始だが、早くできたところから供用開始することはできないのか。また、利用案内板には英語表記等の必要があるのではないかと。

【道路室】供用開始時期については、事業者と相談し、検討する。今のところ、外国語表記は考えていない。



吹田市議会11月定例会は11月27日(水)から12月19日(木)までの予定です。また、来年は会派の議会報告会も予定しています。お知らせはSNS等でご確認ください。

いそがわ ゆか（五十川有香）
各種SNS等配信中！
Facebook :市民と歩む議員の会
HPのQRコードはこちら→

